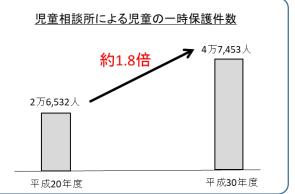
要保護児童の社会的養護に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)



調査の背景

- ◇ 児童虐待の増加を背景に、児童相談所による児童の一時保護は10年間で約1.8倍増
- ◇ 一時保護された児童の5人に1人は、家庭での養育が困難・不適当なため、 児童養護施設や里親等の下で養育。施設等で養育されている児童の数約4万4,000人
- ◇ 要保護児童の養育に関しては、児童の養育に関する親権者等の同意の取付け、施設内虐待の発見とその対応、進学・就職に伴う支援の継続などが課題として指摘
- ⇒ 要保護児童の適切な社会的養護を推進するため、児童養護施設等における保護及び養育 並びに児童への自立支援の現場実態を調査

【調査等対象機関】 厚生労働省、都道府県(23)、市町村(11)、児童相談所(34)、児童養護施設(97)など



勧告日: 令和2年12月15日 勧告先: 厚生労働省

【実施時期】令和元年12月~2年12月

主な調査結果

I 児童養護施設など養育現場に対する支援

● 児童養護施設は、児童を養育監護する中で、様々な場面で (手術、進学、携帯電話契約から 日常の自転車通学、散髪などに至るまで) 、親権者等の同意取得に相当の労力を費やしている。

※ 監護権の範囲内であっても、児童と親権者等との将来の関係再構築に支障が生じないようにとの配慮から

Ⅱ 養育中の児童虐待の抑止

- 施設内虐待が疑われる事案の処理が適切に行われていない例あり
 - ※ 施設との認識の齟齬や勘違いのほか、事業認可が取り消され養育先がなくなる懸念から、児童相談所が都道府 県知事に事案を通知せず。現場対応の客観性担保、再発防止策の検証に支障のおそれあり
- 虐待認定に際し、児童福祉審議会の意見を聞いていない都道府県等の例あり
 - ⇔ 審議会の意見で、虐待なしとする都道府県等の原判断が覆った例あり

Ⅲ 施設外居住者への支援の継続

● 進学や就職に伴い、児童養護施設等から離れる必要が生じたケースで、現場の 判断が分かれ、支援が途切れる例あり

※ 厚生労働省が支援要件の解釈を示していないことが一因

主な勧告

○ 現場実例を踏まえた支援方策の提示 (厚生労働省)

- ○事案の処理フローの見直し
- 審議会からの意見聴取の徹底

(厚生労働省)

○施設外に居住する際の措置継続等の 考え方の明確化

(厚生労働省)

1

Ι

制度の概要

- ◇ 児童養護施設の長や里親等は、その養育する児童の監護、教育、懲戒に関し、その福祉のため必要な措置を採ることができる(児童福祉法第47条第3項)。
 - ※ 施設の長や里親は、法定代理人ではないため、未成年者の法律行為に対して同意を与えることはできない。
- ◇ 施設長等の措置について、親権者等は不当に妨げてはならず(同第47条第4項)、厚生労働省は、「不当に妨げる行為」があった場合でも、 できる限り親権者等の理解を得て措置を採るよう求めている。

主な調査結果

児童養護施設等に対する支援の充実

結果報告書P20~29

- 児童養護施設は、養育監護する児童が、医療を受ける、進学する、携帯電話の契約をする、散髪するといった様々な場面で、親権者等の同意取得や意向確認など、相当な労力を費やしている実態あり
 - ✓ 急性虫垂炎の手術を翌日行う必要がある状態で、医師から親権者等ないしその親族 の同意が必要とされ、同意取得に奔走した例
 - ✓ 再三説得するも、特別支援学校への進学を親権者が認めず、通常学級に在籍することになった例(児童は授業についていけず、不登校となった)
 - ✓ 親権者が同意しないため、5年もの間、散髪できず、髪が腰まで伸びてしまい、日常生活を行う上で不便な状態となった例
- 同意取得の主な理由は、何か事が起きた場合のリスク管理のほか、児童が親権者等との 関係を将来再構築する上での支障が生じないようにとの配慮
 - ⇔ 他方、旅券発給申請について、親権者等の同意が得られない場合における具体的な 対処法を厚生労働省が示しており、実際の現場ではこれに沿った対応がなされている 実態あり
- ⇒ 親権者等の同意を得られない場合の対処法を相談、照会できる仕組みや体制、類例を容易に参照できる仕組みなどを整備し、現場を支援する必要

主な勧告



○ 親権者等との同意をめ ぐる各地の現場実例を 踏まえた支援方策を検 討し、必要な措置を講ず ること。

(厚生労働省)

養育中の児童虐待の抑止 Π

制度の概要

- ◇ 児童養護施設の職員や里親等は、養育する児童に対する虐待行為は禁止されており(児童福祉法第33条の11及び同規定に基づく運営基準)、 都道府県等は、運営基準の遵守状況について、年1回以上、実地検査(同法施行令第38条)
- ◇ 虐待の通告・届出(届出は児童本人から)を受けた関係機関は、事実確認など必要があると認めるときは速やかに都道府県知事に通知す る義務がある(同法第33条の14第3項及び第33条の15第1項)。
- 都道府県知事は、事実確認の結果を含め講じた措置、虐待を受けた児童の状況について、児童福祉審議会に報告し、意見を聴く(同法 第33条の15第2項)。

主な調査結果

監査を活用した虐待事案の発見

結果報告書P31~32

結果報告書P35~39

- 調査した34都道府県等のうち、監査時に虐待の有無を確認していたのは14都道府県 等のみ
 - ※ 厚生労働省の示した監査のチェックポイントが、虐待発見時の対応や手続など規程類の整備状況 のみであることが一因
- 監査時に児童のケース記録や事故報告などを検査し、虐待事案の発見につながる端 緒を見つけた例あり

主な勧告

○児童に対する虐待の有無を確認す る端緒・機会として、監査の有効性、 監査時のチェックポイントを示し、監 **香時に虐待の有無の確認を求める** こと。

(厚生労働省)

虐待事案の処理や認定の客観性担保

● 施設との認識の齟齬や勘違い、事業認可が取り消され養育先がなくなる懸念から、施 設内虐待が疑われる事案が児童相談所から都道府県知事に通知されなかった例あり。 現場対応の客観性担保、再発防止策の検証に支障のおそれ

※ 関係者の意思疎通が不十分、児童に寄り添わない態度・思考が一因

- 事実確認の結果、虐待なしと判断した事案について、児童福祉審議会に報告せず、意 見を聴いていない例あり(11/34都道府県等)
 - ⇔審議会の意見で、虐待なしとする都道府県の原判断が覆り、虐待認定に至った例 あり

- 虐待の通告・届出制度の運用実態 を点検し、処理フローの見直しを含 め通告・届出が確実に都道府県知 事に届く措置を講ずること。
- ○児童福祉審議会に意見を聴く児童 福祉法の趣旨・目的、採るべき措 置内容をガイドラインに明記し、意 見聴取の徹底を図ること。

(いずれも厚生労働省)

Ш

制度の概要

- ◇ 児童養護施設や里親等の下での養育は満18歳までが基本。必要があれば満20歳まで延長できる(児童福祉法第31条第2項)。
- ◇ 4年制大学に進学した場合など、児童が満18歳(措置延長の場合は満20歳)に到達し、その後も引き続き自立のための支援が必要となる場合に備え、「社会的養護自立支援事業」を平成29年度から開始(満22歳に達する日の属する年度末まで支援。都道府県の任意事業)。事業のメニューには、措置解除者の衣食住を支援するための「居住費支援」や「生活費支援」等がある。
- ◇ 進学、就職する場合、施設や里親宅から離れ、寮や寄宿舎、民間アパートなどに入居し、通学、通勤するケースが生ずるが、厚生労働省からこうしたケースで措置の継続・延長や社会的養護自立支援事業などの取扱いがどうなるか示されていない。
 - ※ 18歳以上の者に対する支援としては、上記のほか、自立支援資金貸付事業(施設退所者への家賃相当額や生活費の貸付)、各種奨学金制度や高等教育の修学 支援新制度(令和2年4月から開始。大学等の授業料等の減免・給付型奨学金の支給)などがある。

主な調査結果

児童養護施設等以外に居住する場合の支援の明確化

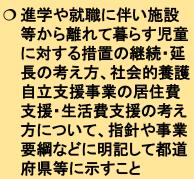
結果報告書P41~48

- 施設等以外に居住するケースで、措置の継続・延長、社会的養護自立支援事業(居住費 や生活費の支援)の利用を認めるかどうかの判断が区々
 - ✓ 寝食を共にしていなければ監護しているとは言えないなどとして、措置の継続・延長などを認めない例(やむを得ず進学先を変更した例も)がある一方で、
 - ✓ 週末や長期休暇時に帰省する、施設等と定期的に連絡を取るなどがあれば、生活の本拠は施設や里親宅であるとして、措置の継続・延長などを認める例が存在
 - ※ 厚生労働省は、施設職員や里親等が月に何度か様子を見に行くなど、監護者としての役割を果たしていると判断されれば、施設等以外に居住する場合であっても、措置の継続・延長、社会的養護自立支援事業の利用はできるとの見解であるが、これを現場に示していない。

(参考)

- 大学進学者のうち、寮やアパート等に居住して通学する者は、国立大学で66.2%、公立大学で56.2%、私立大学で35.5%(平成30年度学生生活調査((独)日本学生支援機構))と、実家を出て一人暮しをする者は珍しくない状況
- 措置延長が認められなかった事例の中には、施設側が寄附を募って奨学金制度を設け、児童を支援した例もあった。

主な勧告



(厚生労働省)

